

## 生駒市教育委員会規則第1号

生駒市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月28日

生駒市教育委員会教育長 中 田 好 昭

### 生駒市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

生駒市教育委員会事務局組織規則（平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表子育て支援総合センターの項第1号中「子育て短期支援事業に関する事」を「子ども家庭総合支援拠点に関する事（こどもサポートセンターの所管に係るものを除く。）」に改め、同表こどもサポートセンターの項第1号中エをキとし、ウをエとし、その次に次のように加える。

オ 子育て短期支援事業に関する事。

カ 子ども家庭総合支援拠点に関する事（子育て支援総合センターの所管に係るものを除く。）。

別表の1の表こどもサポートセンターの項第1号イの次に次のように加える。

ウ 要保護児童対策地域協議会に関する事。

### 附 則

この規則は、令和2年3月1日から施行する。